

匝瑳市横芝光町消防組合地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8年3月

匝瑳市横芝光町消防組合

■目次

1. はじめに	1 -
2. 背景	2 -
(1) 気候変動の影響	2 -
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2 -
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	3 -
3. 基本的事項	4 -
(1) 目的	4 -
(2) 対象とする範囲	4 -
(3) 対象とする温室効果ガス	4 -
(4) 計画期間	4 -
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	4 -
4. 温室効果ガスの排出状況	6 -
(1) 温室効果ガス総排出量の算定方法	6 -
(2) 温室効果ガス総排出量	6 -
5. 温室効果ガスの排出削減目標	8 -
(1) 目標設定の考え方	8 -
(2) 温室効果ガスの削減目標	8 -
6. 目標達成に向けた取組	9 -
(1) 取組の基本方針	9 -
(2) 具体的な取組内容	9 -
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12 -
(1) 推進体制	12 -
(2) 点検・評価・見直し体制	13 -
(3) 進捗状況の公表	13 -

1. はじめに

この度、2030年度までの匝瑳市横芝光町消防組合（以下「本組合」という。）の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「匝瑳市横芝光町消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、本組合においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、千葉県においても、「千葉県カーボンニュートラル推進方針」が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本組合においては、2017年に第1期となる「匝瑳市横芝光町消防組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、以来、温暖化対策を進めてきました。

ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和8年（2026年）3月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

また、2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの2030年度までに50%削減（2013年度比）に加え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

3. 基本的事項

(1) 目的

匝瑳市横芝光町消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合の全ての事務及び事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

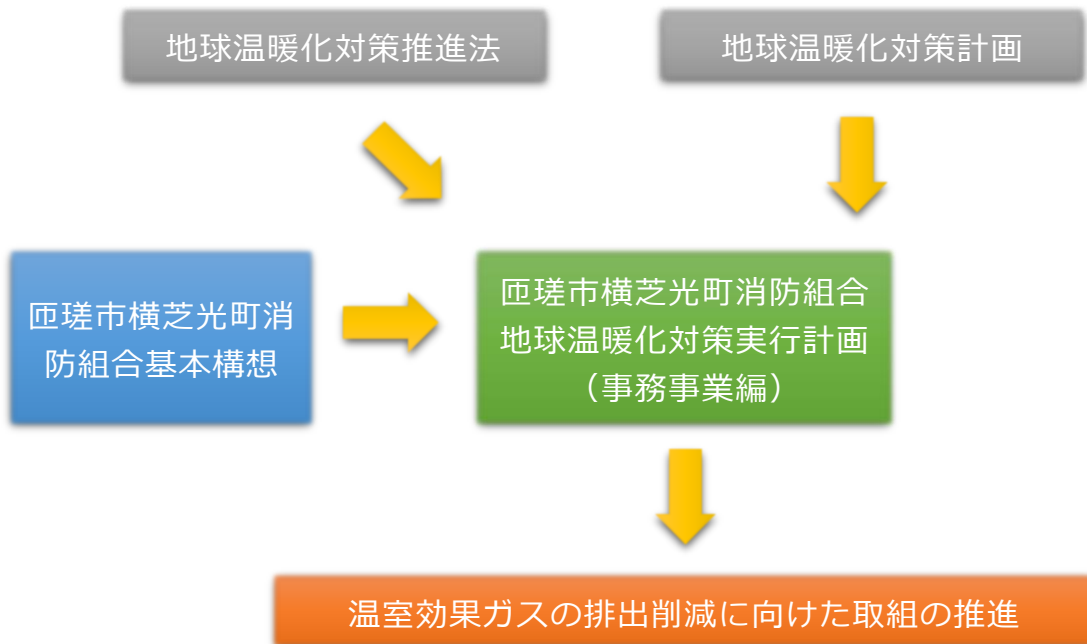
(4) 計画期間

本計画が対象とする計画期間については、2030 年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、2026 年度から 2030 年度までを計画期間とします。

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び匝瑳市横芝光町消防組合基本構想に即して策定します。

本計画の位置付け



4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量の算定方法

CO₂ 排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成 11 年政令 143 号）第 3 条に基づき算定します。

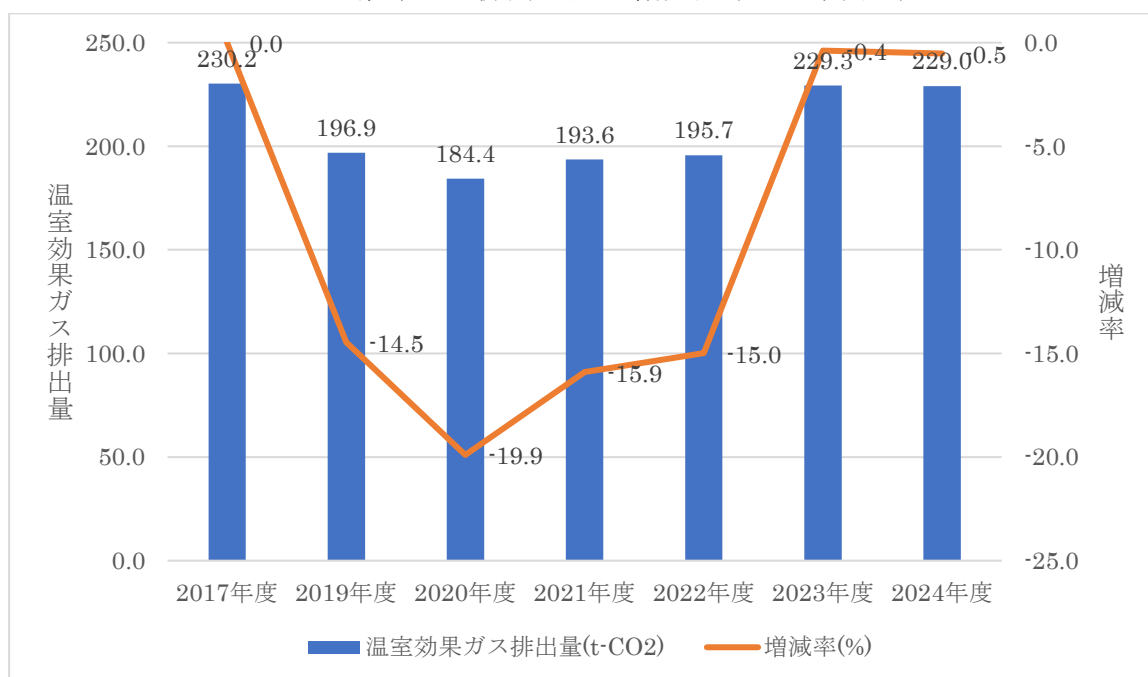
(2) 温室効果ガス総排出量

本組合の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2017 年度において、230.2t-CO₂ となっています。過去からの推移を見ると、温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2017 年度と比較し、2020 年度には 19.9% 減少したものの、2024 年度には横芝光消防署新庁舎が 2023 年 7 月から運用開始となり庁舎規模の拡大に伴い、電気使用量が増加したことにより 0.5% の減少にとどまっています。

区分別二酸化炭素換算温室効果ガス排出量（t-CO₂）

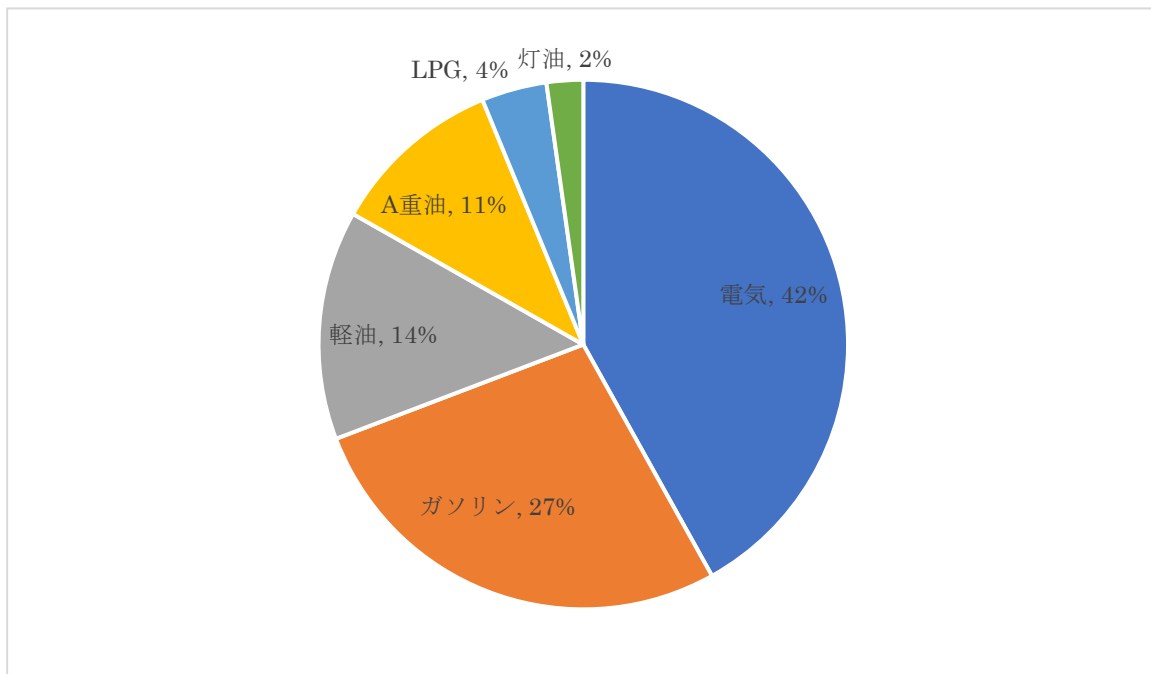
排出源 (区分別)	2017 年度 (基準年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
燃料使用	123.3	116.8	107.1	111.8	111.8	126.0	105.1
電気使用	106.9	80.1	77.3	81.8	83.9	103.3	123.8
全 体	230.2	196.9	184.4	193.6	195.7	229.3	229.0

温室効果ガス排出量及び増減率（2017 年度比）



エネルギー種別では、電気が全体の42%を占め、次いでガソリン27%、軽油14%、A重油11%、LPG4%、灯油2%となっています。

エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度比）



5. 温室効果ガスの排出削減目標

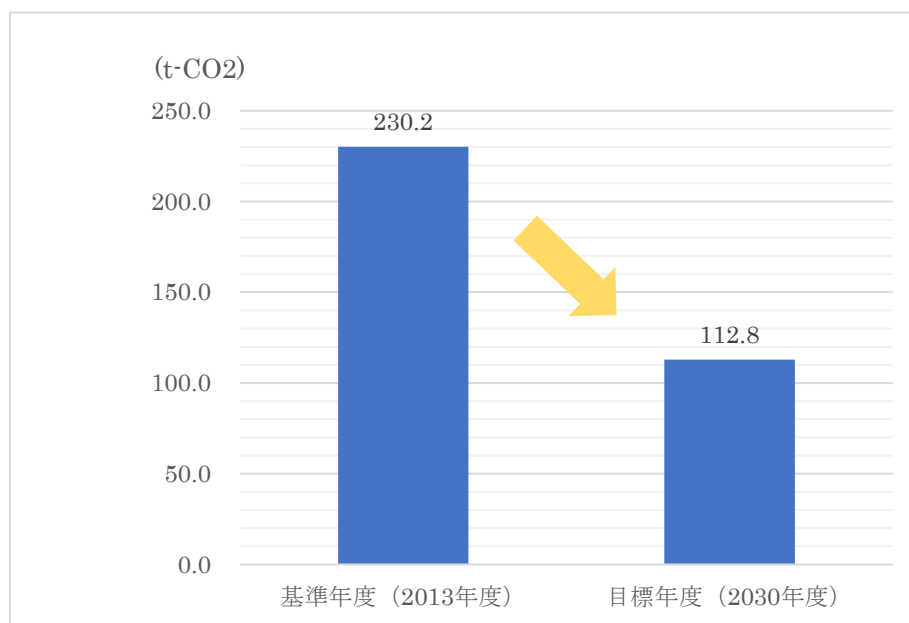
(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2017年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	230.2t-CO ₂	112.8t-CO ₂
削減率	—	51%



6. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、次の表に示された取組が示されています。本組合においては、「太陽光発電の最大限の導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」、「再生可能エネルギー電力調達の推進」を重点的な取組として位置付けます。

政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB ready 相当となることを目指す 。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体の LED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに 調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX製品	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの)

① 太陽光発電の最大限の導入

2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電を導入します。

② 電動車の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、2030年度までに代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とします。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

③ LED照明の導入

既存設備を含めて施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とします。

④ 再生可能エネルギー電力調達の推進

温室効果ガスの排出量が少ない電力を積極的に調達し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

● 照明

- 昼休みの照明は、必要最小限とする。
- 会議室やトイレ等は、使用する時だけ点灯し、使用後は消灯する。
- 廊下・階段照明の消灯を可能な限り実施する。
- 車庫内については、日中全面消灯とし、22:00より必要箇所を除き消灯とする。

● OA機器

- 外出等で長時間席を離れる場合は、パソコンの電源を切る。
- 節電機能のある機器等の使用の際は、省エネルギー設定を行う。
- 最終退庁者は、部屋を消灯し、OA機器等の電源を確認する。

● 冷暖房

- 庁舎等の室内温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安にして、適切な調整を図る。
- 窓の開閉やブラインド等を活用し、室内温度の調節を図る。
- 冷暖房効率を上げるため、施設出入り口の開閉管理を徹底する。
- 空調機器のフィルターの点検・掃除を定期的実施する。

- クールビズ、ウォームビズを推進する。
- ガス使用
 - 個人でのガスの使用を極力控える。
 - 湯沸しは、必要な量だけ沸かす。
 - 夏季等における、湯船の使用を控える。
 - シャワーの使用は、必要最小限とする。
- 公用車の運用
 - 運転中は、法定速度を遵守し、空ぶかし・急発進・急加速・急減速を行わない。
 - 駐停車中はアイドリングストップを実践する。
 - 車内に無駄な荷物を積載せず、整理を心掛ける。
 - 相乗りなどによる、公用車の効率的利用を図る。
 - タイヤ空気圧の点検を実施し、適正値を維持する。
 - 走行ルート of 合理化を図る。
- その他
 - 両面コピー、縮小コピーなどを積極的に活用する。
 - 使用済み用紙等は、裏面を庁内文書等に再利用する。
 - ミスプリント防止のため、印刷前に印刷物の内容確認を徹底する。
 - 車両清掃等、節水に心掛ける。
 - 回覧や朝のミーティング時、節電に対する啓発を行う。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するため、匝瑳市横芝光町消防組合地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

① 委員会

委員会は、委員長、副委員長及び地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）で構成し、本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行うとともに、本計画の改定及び見直しに関する協議及び決定を行います。

② 委員長及び副委員長

委員長は、消防長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表します。また、副委員長は、次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

③ 推進責任者

推進責任者は、総務課長、匝瑳消防署長及び横芝光消防署長をもって充て、本計画の内容、取組等に関し職員へ周知を図るとともに、所属の取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

④ 推進委員

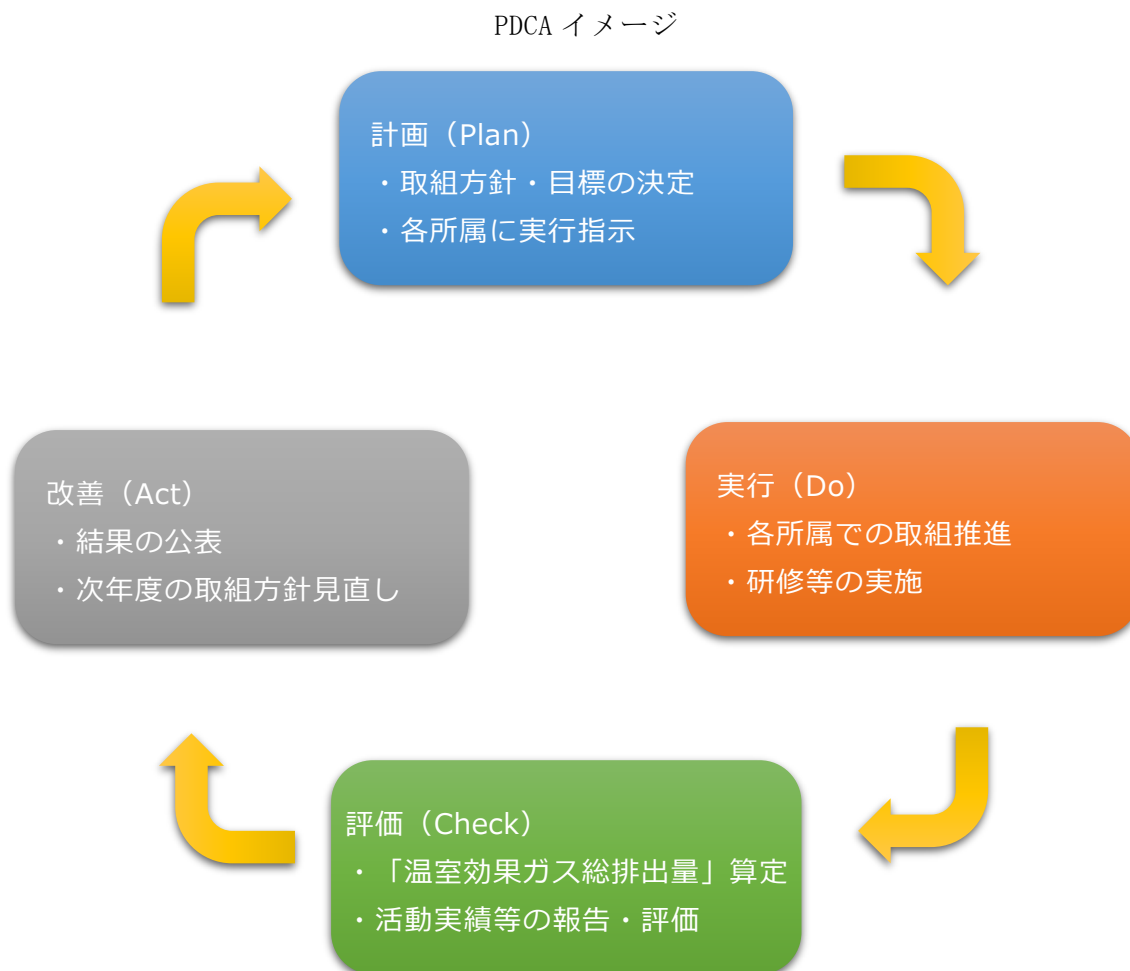
地球温暖化対策推進員（以下「推進委員」という。）を消防本部に1名、匝瑳消防署、横芝光消防署及び野栄分署（以下「各所属」という。）に各2名を置き、推進責任者が選任します。推進員は、本計画の取組について必要な措置を実施するとともに、推進責任者からの指示により取組状況を取りまとめ、その結果を推進責任者へ報告します。

⑤ 事務局

本計画の事務局は、総務課内に置きます。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各所属の実行状況を把握するとともに、委員会に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。



(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、本組合の公式ホームページ等で毎年度公表します。